

障害児支援における建物の安全性の確保について

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の開設にあたっては、児童の安全を第一に考え、災害時における安全性が十分に確保された物件を選定することが重要です。

とりわけ、1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けた建物(いわゆる「旧耐震基準」の建物)は、大規模地震時における倒壊や崩壊の危険性が指摘されており、災害時の避難行動に支援を要する児童を預かる施設としては、その選定に慎重な検討が必要です。

また、1981年(昭和56年)6月1日以降の「新耐震基準」の物件であっても、完了検査を受けておらず「検査済証」が交付されていない建物は、違反建築物である可能性や、図面通りに施工されていないリスクがあります。

つきましては、事業所の物件選定にあたり、下記の確認を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 趣旨

障害児通所支援事業所及び障害児入所施設は、災害時に自力での迅速な避難が困難な児童が利用する施設であり、事業者には極めて高い安全管理義務が課せられています。大地震の際、建物の倒壊から児童および職員の命を守るため、新耐震基準の建築であり、かつ建築基準法に基づく完了検査を受け、適法に建てられた建物を選定いただくようお願いします。

2. 対象物件の選定基準

物件を選定・契約する際は、以下の2点を満たしているか確認してください。

- ① **新耐震基準であること** 1981年(昭和56年)6月1日以降に建築確認を受けた建物であること。
- ② **「検査済証」が交付されていること** 建築後に適切な完了検査を受け、建築基準法に適合している証明があること。

3. 旧耐震基準の建物を使用する場合

旧耐震基準の建物を使用する場合は、利用児童の安全確保の観点から、事前に耐震診断や耐震改修工事の実施状況を確認させていただく必要があります。新耐震基準と同等の安全性が証明できる書類を御提出ください。

【参考:国・自治体 HP】

国土交通省 HP「住宅・建築物の耐震化について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

国土交通省 HP 「既存建築物の現況調査ガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html

千葉県 HP「住まいの耐震化ーあなたの住まいは本当に大丈夫ですかー」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishin.html>